

奈良工業高等専門学校点検・評価規程

平成31年3月7日制定

令和7年4月10日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育，研究，社会貢献及び国際交流活動並びに本校の組織及び運営(以下「教育研究等」という。)について、点検及び評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定められた、本校が自ら行う点検及び評価をいう。
- 二 外部評価 本校が主体となって自己点検・評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。
- 三 機関別認証評価 学校教育法に規定する認証評価機関が行う評価をいう。

(責任体制)

第3条 本校の点検・評価に関する最高責任者は、校長とする。

- 2 自己点検・評価，外部評価及び機関別認証評価の責任者は、副校長（総務・広報担当）をもって充てる。

(委員会)

第4条 第2条各号に定める点検及び評価については、総務委員会が企画，立案及び実施を行う。

- 2 外部評価については、運営諮問会を設置し評価を行う。

(自己点検・評価の項目)

第5条 自己点検・評価の項目はアドミッションポリシー，カリキュラムポリシー，ディプロマポリシー，アセスメントプラン及び認証評価機関が定める基準等を参考に定める。

(自己点検・評価の実施)

第6条 自己点検・評価は、前条に定める項目について毎年度実施するものとする。

- 2 校長は、前項により実施した自己点検・評価の結果について、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。

(機関別認証評価の実施)

第7条 機関別認証評価は、学校教育法その他の法令及び評価実施機関が定める基準や項目等に従い実施するものとする。

(結果の報告及び公表)

第8条 総務委員会は、自己点検・評価及び外部評価を実施した後は、評価結果を校長に報告するものとする。

2 校長は、運営会議において評価結果を公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第9条 校長は、前条の評価結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、関係する組織や委員会等にその改善策の検討を付託する。機関別認証評価の結果に基づき、改善が必要と認めた場合も同様とする。

2 改善を付託された組織や委員会は、改善案を作成し、校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の報告に基づき、改善策を決定し改善を指示するものとする。

(内部質保証システム)

第10条 本校の教育の内部質保証は、以下の各号に定める3種類のPDCAサイクルにより行うものとする。

一 科目レベル 教員のグループによるサイクル

二 カリキュラムレベル 各学科、各専攻によるサイクル

三 全学レベル 運営会議によるサイクル

(評価結果の活用)

第11条 本校における点検及び評価並びにその結果としての改善方策は、本校における教育研究等に係る活動の一層の活性化及び機関別認証評価等に活用するものとする。

(事務)

第12条 点検及び評価に関する事務は、総務課で行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。